

旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針 素案【体系図】

基本理念

虐待から子どもの生命と権利を守るため、地域全体で子どもの未来を支える
総合的な子ども家庭支援体制を構築し、安心して子育てができるまちを目指します

基本的方向性

子育て支援の充実による
虐待の発生予防の推進

虐待発生時の的確・迅速な対応

地域全体で支える子どもの未来

基本方針

1 関係機関や地域との情報共有・連携の強化

- ① 学校等の関係機関や地域との連携による問題の早期発見
- ② 関係機関との情報共有による迅速な支援

2 子どもを安心して産み育てることができる 子育て支援の充実

- ③ 子ども家庭総合支援拠点における相談支援体制の強化
- ④ 子育て世代包括支援センターにおける相談支援の拡充
- ⑤ 子育て支援施策の活用による養育支援の充実

3 専門性の強化

- ⑥ 人材確保・人材育成の在り方に係る全庁的な検討
- ⑦ 関係職員の相談支援技術向上のための研修の充実

4 適切な役割分担と連携の強化

- ⑧ 要保護児童対策地域協議会の運営方法の改善
- ⑨ 要保護児童対策調整機関の機能強化

5 子どもの安全・安心の確保

- ⑩ 市立児童相談所の設置に向けた具体的な検討
- ⑪ 子どもの特性や学習等に配慮した一時保護の検討

6 社会的養護体制の強化

- ⑫ 里親の新規開拓と里親支援の推進の検討

7 地域における支援の充実

- ⑬ 地域との協働による子どもと家庭に対する在宅支援の充実
- ⑭ 子どもの社会的自立に向けた支援体制の検討

市立児童相談所の役割と必要性

- 1 切れ目のない支援 → 一時保護や施設入所、里親委託等の措置を含めた一貫した支援
- 2 詳細な情報に基づく迅速・的確な支援 → 市が保有する情報や市が行うサービスの効果的活用による支援
- 3 住民に身近な窓口でのきめ細やかで丁寧な援助 → 一時保護における個別対応や学習保障と継続的な在宅支援
- 4 地域との協働による子どもと家庭の状況に応じた支援 → 要保護児童対策地域協議会での適切な役割分担